

PFI事業に係る実施方針の策定の見通し

令和 8 年 3 月 2 日
東大阪市長 野田義和

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、PFI 事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
東大阪市新博物館整備事業	設計・建設 令和 10 年度から令和 13 年度（予定） 維持管理・運営 令和 13 年度から令和 28 年度（予定）	設計・建設、維持管理業務、運営業務	東大阪市南四条町 3-33	令和 8 年 10 月（予定） 東大阪市ウェブサイトにて公表	人権文化部文化室文化財課 電話 06-4309-3283（直通）